

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律運用指針 新旧対照表

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p>平成20年12月25日 (平成23年8月30日 一部改正) (平成29年3月31日 一部改正) <u>(平成30年7月15日 一部改正)</u></p> <p>文 部 科 学 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省</p> <p>目次 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 歴史的風致維持向上計画認定制度 3-1. 認定の手続等 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>②歴史的風致維持向上計画の作成 歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委</p> | <p>地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 運用指針</p> <p>平成20年12月25日 (平成23年8月30日 一部改正) (平成29年3月31日 一部改正)</p> <p>文 部 科 学 省 農 林 水 産 省 国 土 交 通 省</p> <p>目次 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 歴史的風致維持向上計画認定制度 3-1. 認定の手続等 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>②歴史的風致維持向上計画の作成 歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、市町村の教育委員会とまちづくり部局が緊密に連携協力し、都道府県の関係部局や都道府県教育委</p> |

員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」にあるように、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想である「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた歴史的風致維持向上計画とするよう努めることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない（法第5条第4項）。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。さらに、協議会が組織されている場合にあっては当該協議会の意見を、当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある（同条第6項）。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かなければならない（同条第5項）。

③歴史的風致維持向上計画の認定申請

歴史的風致維持向上計画の認定申請は、市町村から主務大臣に対して、

員会、学識経験者、地域住民、特定非営利活動法人、文化財所有者等多様な主体が加わった歴史的風致維持向上計画作成のための委員会や協議会を組織し、検討がなされることが望ましい。特に、地域住民等はもとより、都道府県指定文化財が対象となる可能性もあることから都道府県教育委員会の理解及び協力を得て取り組むことが重要である。

また、基本方針第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」にあるように、歴史的風致維持向上計画の作成に当たっては、あらかじめ、地域に存在する文化財を調査等によりの確に把握し、文化財を周辺環境まで含めて総合的に保存及び活用するための基本的な構想である「歴史文化基本構想」を策定し、それを踏まえた歴史的風致維持向上計画とするよう努めることが望ましい。

さらに、法定の手続として、歴史的風致維持向上計画に法第5条第4項各号に掲げる事項を記載しようとするときは、その事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議し、その同意を得なければならない（法第5条第4項）。

また、歴史的風致維持向上計画を作成するに当たっては、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、協議会が組織され、又は当該市町村の教育委員会に地方文化財保護審議会が置かれている場合にあっては、当該協議会又は地方文化財保護審議会の意見を聴く必要がある（同条第6項）。さらに、歴史的風致維持向上計画の「文化財の保存又は活用に関する事項」に個別の文化財を記載しようとするときは、あらかじめ、当該文化財の所有者等の意見を聴かなければならない（同条第5項）。

③歴史的風致維持向上計画の認定申請

歴史的風致維持向上計画の認定申請は、市町村から主務大臣に対して、

認定申請書、歴史的風致維持向上計画及び添付資料を提出して行うこととなる。歴史的風致維持向上計画に記載する事項は、法第5条第2項各号に列挙されている。

この際、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第62条の3に規定する特例を活用することも可能である。この場合、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項が記載された都市再生整備計画の提出に併せて、歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項が記載された歴史的風致維持向上計画の認定の申請を国土交通大臣に対して行えば、国土交通大臣から文部科学大臣及び農林水産大臣に当該歴史的風致維持向上計画の写しが送付され、送付の受理をもって、文部科学大臣及び農林水産大臣に対する法に基づく歴史的風致維持向上計画の認定申請があったものとみなされることとなる。

なお、申請の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、歴史的風致維持向上計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合などには、原申請を取り下げ、歴史的風致維持向上計画を変更して再度申請を行うこととなる。

(1) 認定申請に必要な書類

歴史的風致維持向上計画の認定申請に必要な書類は、以下のとおりである。

- 1) 歴史的風致維持向上計画認定申請書（様式第1）
- 2) 歴史的風致維持向上計画（様式自由）

(削除)

(削除)

認定申請書、歴史的風致維持向上計画及び添付資料を提出して行うこととなる。歴史的風致維持向上計画に記載する事項は、法第5条第2項各号に列挙されている。

申請の受理から認定に関する処分が行われるまでの間に、歴史的風致維持向上計画の内容に大幅な変更を要する状況が生じた場合などには、原申請を取り下げ、歴史的風致維持向上計画を変更して再度申請を行うこととなる。

(1) 認定申請に必要な書類

歴史的風致維持向上計画の認定申請に必要な書類は、以下のとおりである。

- 1) 歴史的風致維持向上計画認定申請書（様式第1）
- 2) 歴史的風致維持向上計画（様式自由）

イ 紙媒体：3通

通しのページ及び目次を付し、紙ファイル等として、ファイルの表及び背に「〇〇市（町、村）歴史的風致維持向上計画」と記載すること。

ロ 電子媒体

文書ファイルは、PDF形式等で提出すること。

3) (略)

(2) 書類の書式について

○位置図、区域図等を除き、A4縦の用紙に横書きとし、ふりがな等を除き、12ポイント程度の見やすいフォントを使用すること。

(削除)

○歴史的風致維持向上計画の名称は、原則として、認定申請を行う市町村の名称と「歴史的風致維持向上計画」を併せた記載とすること。

(例) ○○市歴史的風致維持向上計画

(3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について

(略)

1) 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）

基本方針第1章「地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項」及び第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載すること。特に、維持及び向上すべきそれぞれの歴史的風致については、「2. 歴史的風致の定義」を踏まえ、法第1条における「歴史的風致」の要素である①地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、②その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地、③①、②が一体となって形成してきた良好な市街地の環境、をそれぞれ記載すること。また、「歴史的風致」の記載に当たっては、別添2「歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト」を参考にすることが望ましい。

3) (略)

(2) 書類の書式について

○位置図、区域図等を除き、A4縦の用紙に横書きとし、ふりがな等を除き、12ポイント程度の見やすいフォントを使用すること。

○両面コピーと片面コピーの混在はなるべく避けること。

○歴史的風致維持向上計画の名称は、原則として、認定申請を行う市町村の名称と「歴史的風致維持向上計画」を併せた記載とすること。

(例) ○○市歴史的風致維持向上計画

(3) 歴史的風致維持向上計画に記載すべき事項について

(略)

1) 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針（法第5条第2項第1号）

基本方針第1章「地域における歴史的風致の維持及び向上の意義に関する事項」及び第3章「地域における歴史的風致の維持及び向上のために必要な文化財の保存及び活用に関する基本的事項」を踏まえ、次に掲げる事項を具体的に記載すること。特に、維持及び向上すべきそれぞれの歴史的風致については、「2. 歴史的風致の定義」を踏まえ、法第1条における「歴史的風致」の要素である①地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、②その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地、③①、②が一体となって形成してきた良好な市街地の環境、をそれぞれ記載すること。また、「歴史的風致」の記載に当たっては、別添2「歴史的風致の記載にあたってのチェックリスト」を参考にすることが望ましい。

なお、次に掲げる事項のうち、「当該市町村の歴史的風致の維持及び向上に関する課題」及び「市町村全体の歴史的風致の維持及び向上に関する方針」については、歴史的風致が我が国や地域の歴史、文化、伝統を伝えるための重要な観光資源であることを踏まえて、内容を検討する必要がある。

(略)

2) (略)

3) 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの（法第5条第2項第3号）

イ. (略)

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(略)

なお、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）については、重点区域において一定の要件を満たすことで、基幹事業への古都及び緑地保全事業、土塁・堀跡の整備、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置が適用できることから、従来の基幹事業・提案事業と併せて、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりへのより一層の効果的な活用が可能である。社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を活用することを認定計画に記載する場合には、歴史的風致維持向上計画認定申請時に都市再生整備計画を国土交通大臣に提出している必要がある（なお、3-1. ③に詳しく述べた通り、都市再生特別措置法第62条の3に規定する特例を活用することも可能である。）。

(略)

(a)～(d) (略)

(略)

2) (略)

3) 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの（法第5条第2項第3号）

イ. (略)

ロ. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

(略)

なお、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）については、重点区域において一定の要件を満たすことで、基幹事業への古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置が適用できることから、従来の基幹事業・提案事業と併せて、地域の歴史・文化を活かしたまちづくりへのより一層の効果的な活用が可能である。社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）を活用することを認定計画に記載する場合には、歴史的風致維持向上計画認定申請時に都市再生整備計画を国土交通大臣に提出している必要がある。

(略)

(a)～(d) (略)

4) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内においては、法第12条第1項の規定により、重要文化財等とともに地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定を行うことができることとされている。

この歴史的風致形成建造物は、重要文化財等の周辺において古くから立ち並ぶ町家等、重点区域内において歴史的風致を形成する要素となるものであるため、方針に定めた歴史的風致をふまえ、重点区域内において歴史的風致形成建造物を指定する建造物の属性等を記載する。

(略)

5) ~ 7) (略)

④~⑧ (略)

3-2. (略)

4. 歴史的風致形成建造物制度

4-1. (略)

4-2. 指定手続

(略)

歴史的風致形成建造物の指定の提案に当たっては、地域における歴史

4) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域内においては、法第12条第1項の規定により、重要文化財等とともに地域の歴史的風致を形成しており、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物を歴史的風致形成建造物として指定を行うことができることとされている。

この歴史的風致形成建造物は、重要文化財等の周辺において古くから立ち並ぶ町家等、重点区域内において歴史的風致を形成する要素となるものであるため、方針に定めた歴史的風致をふまえ、重点区域内において歴史的風致形成建造物を指定する建造物の属性 (重点区域に存在する重要文化財等との関係性、歴史及び伝統を反映した人々の地域の活動との関係性) 等を記載する。

(略)

5) ~ 7) (略)

④~⑧ (略)

3-2 (略)

4. 歴史的風致形成建造物制度

4-1. (略)

4-2. 指定手続

(略)

歴史的風致形成建造物の指定の提案に当たっては、地域における歴史

的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項各号に掲げる図書を添付することとされているところであるが、同項第1号の「当該建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面」については、当該建造物の敷地の状況、敷地内の位置の状況、道路その他の公共の場所の状況等の敷地周辺の状況が明瞭にわかる図面とするべきである。

なお、歴史的風致形成建造物は認定計画の期間内に限り市町村が指定することができるものであり、認定計画の終了とともに指定の効力は失われることから、次期計画において引き続き当該歴史的風致形成建造物を指定しようとする場合は、改めて当該指定手続を経る必要がある。

5-1. (略)

5-2. (略)

①・② (略)

③社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

都市再生整備計画事業においては、歴史・文化を活かしたまちづくりを積極的に支援するものであるが、認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合については、都市再生整備計画事業の基幹事業への古都及び緑地保全事業、土塁・堀跡の整備、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置を行うことにより、支援を強化するものである。

④～⑨ (略)

5-3. その他の支援措置

5-2. のほか、歴史的風致の維持及び向上に資する取組について活用

的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成20年文部科学省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第1条第1項各号に掲げる図書を添付することとされているところであるが、同項第1号の「当該建造物の敷地及び位置並びに敷地周辺の状況を示す縮尺2,500分の1以上の図面」については、当該建造物の敷地の状況、敷地内の位置の状況、道路その他の公共の場所の状況等の敷地周辺の状況が明瞭にわかる図面とするべきである。

5-1. (略)

5-2. (略)

①・② (略)

③社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）

都市再生整備計画事業においては、歴史・文化を活かしたまちづくりを積極的に支援するものであるが、認定計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合については、都市再生整備計画事業の基幹事業への古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設の追加、地域防災施設の設置に関する交付要件の緩和、更には国費率の嵩上げ措置を行うことにより、支援を強化するものである。

④～⑨ (略)

5-3. その他の支援措置

5-2. のほか、歴史的風致の維持及び向上に資する取組について活用

できる国の支援措置は以下のとおりである。

①・② (略)

③文化遺産総合活用推進事業 (地域の文化財の総合的な保存活用に係る基本計画(仮称)等策定支援事業)

地域の文化財を幅広く把握し、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための、歴史文化基本構想の策定 又は 改訂を行う調査研究等や 文化財保護法に基づく「市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(文化財保存活用地域計画)」の作成 を支援するものである。

④観光拠点形成重点支援事業 (歴史文化基本構想を活用した観光拠点づくり事業)

歴史文化基本構想で定めている関連文化財群や歴史文化保存活用区域の文化財の活用を図る観光拠点づくりに資する総合的な取組を支援するものである。

⑤～⑩ (略)

6・7 (略)

様式第1～第3 (略)

別添1

(略)

第4章 重点区域の位置及び区域

1 (略)

2. 重点区域の 設定 の効果

3 (略)

(略)

できる国の支援措置は以下のとおりである。

①・② (略)

③文化遺産総合活用推進事業 (歴史文化基本構想策定支援事業)

地域の文化財を幅広く把握し、その周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための、歴史文化基本構想の策定 及び 改訂を行う調査研究や 体制整備等 を支援するものである。

④～⑨ (略)

6・7 (略)

様式第1～第3 (略)

別添1

(略)

第4章 重点区域の位置及び区域

1. (略)

2. 重点区域の 指定 の効果

3. (略)

(略)

別添2 (略)

別添2 (略)